

Title	安徽省休寧県龍田郷浯田嶺村における山林経営方式の特徴：清嘉慶年間と現在を中心として
Sub Title	The special characteristics of forestry management in Longtian Village, Xiuning Prefecture, Anhui Province : The Qing Dynasty Jiaging Period and the present
Author	渋谷, 裕子(Shibuya, Yuko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2002
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.71, No.4 (2002. 11) ,p.39(517)- 74(552)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20021100-0039">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20021100-0039</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 安徽省休寧県龍田郷活田嶺村における山林経営方式の特徴

—清嘉慶年間と現在を中心として—

渋谷 裕子

はじめに

本稿は、安徽省休寧県龍田郷活田嶺村における山林経営方式の特徴を、嘉慶年間と現在（二〇〇一）を中心として考察するものである。

清代の山林史研究については、近年新しい動きがみられる。

第一に、環境保護問題に対する関心の高まりに応じて山林の環境問題が研究テーマとして取り上げられるようになった。上田信氏は一八世紀中葉以降各地の山間地帯にみられた「棚民」の移住開発にともなう山林の生態システムの均衡喪失に着目し、秦嶺山脈および安徽省徽州府祁門県を舞台として検討した。祁門県については、「宗族」および「村」や「郷約」に代表される血縁的結

合と地縁的結合の微妙なバランスによって長年維持されていた山林管理システムが、一八世紀の棚民入植後発生した森林破壊・水土流出によって崩壊したことから林業の衰退をまねいたとし、当時の社会に現れた人口増加・市場経済の発達・山地開発の盛行という社会変動が山地社会に与えた影響について一つの見通しを示した。

第二の動きは徽州文書を用いた山林経営に関する実証的研究の深化である。全体が山地で覆われた徽州地方では古くから山林開発が進み、広葉杉や松が栽培された。明清期にはこの地方から多くの木材商が輩出し、全国の木材市場で活躍した。現存する徽州文書には、多数の明清期の山林経営簿や山地売買契約・伐採契約等の文書が含まれている。最近の山林経営に関連する研究の大半は徽州文書を利用したもので、陳柯雲氏、張雪慧氏や中島

樂章氏等の研究によつて当時の森林経営方法の具体相が次第に明らかになりつつある<sup>(4)</sup>。

筆者は前稿において、乾隆・嘉慶年間、徽州府休寧県の山林地帯に移住した棚民による環境破壊の問題について、文献資料と現地調査による聴取資料を通して考察した<sup>(5)</sup>。その結果、以下の状況を確認することができた。

棚民の入植による山林の環境破壊は休寧県においても存在した。しかしすべての山村に棚民が流入してきたわけではなく、同じ休寧県においても棚民の移住を受容した地域と排斥した地域があった。一部の地域では棚民が契約した山林を乱伐し、その跡地にトウモロコシを連作したために、一帯が禿山になる環境破壊が発生した。その一方で移住した棚民がトウモロコシを数年栽培した後には広葉杉や松を成木になるまで数十年かけて栽培した地域では、山林の環境破壊は発生せず地元民との摩擦も起こらなかった。同じ徽州の山間地方でも山林経営や環境保護に対する意識に地域差が存在したのであり、各地域の住民が当地の生活環境に応じた多様な行動原理を有していたことがわかる。

棚民の流入による山林の環境破壊は、当時の社会全体における人口増加・市場経済の発達・山地開発の盛行と

いう同時進行する事象の一端として捉えることができる。しかし、「なぜ同じ休寧県内でも村によつて棚民に対する対応や環境保全に対する認識が異なったのか」という疑問に答えるためには、市場経済下におけるマクロの流れを見ると同時に、当時の個々の地域社会の森林経営方法がいかなる社会的条件の下に生成されたものであるのか、住民が棚民の流入等の外からもたらされた社会現象に対していかなる対応をしたのかを、在地社会の内部から捉える必要がある。

本稿では嘉慶一二年（一八〇七）に裁判によつて村から棚民を追放した記録が残されている休寧県龍田郷涪田嶺村をとりあげ、この村の山林経営の特徴を、棚民を追放した嘉慶一二年前後と現在（二〇〇一）の二つの時期を中心として紹介したい。筆者は一九九八年に涪田嶺村を訪れ、嘉慶年間の棚民に関する伝説や碑刻資料を収集した。さらに二〇〇一年に同村に一週間滞在し、現在の村の山林経営方法に関する聴取調査を実施した。嘉慶一二年（一八〇七）から中華人民共和国成立期（一九四九）までの山林経営に関する文書資料が現存しないため山林経営の変遷を連続的に捉えることはできないが、嘉慶年間棚民を追放した当時とそれから約二〇〇年を経た

現在の状況とを考察し、この地域の人々の山林との関わり方について、次の二つの問題を中心に検討してみたい。

第一の問題は住民の山林への依存度と環境保護に対する認識の相互関係についてである。この地域の住民はその生計を山林から生み出された収益によって支えるのと同時に、祖先から継承された山林の環境を維持する義務を負っていた。住民が山林の収益を得る権利と山林の環境を維持する義務とのいずれを重視するか、住民の意識は社会情勢に応じて変わっていった。住民の山林に対する依存度と環境保護に対する認識がいかなる関係にあり、どのような状況下において山林の環境破壊が発生したのか考えてみたい。

第二の問題はこの地域の山林の管理方法と収益性、環境保護との関係についてである。山林の管理方法は大きく分けて、国が主体となって管理する方式、地域に存在する地縁・血縁集団が主体となって管理する方式、個人が管理を行う方式の三種類がある。山林の環境保護と収益性を考えた場合、「国家」と「地域の集団」と「個人」とのいずれによって管理するのがすぐれているか。あるいは、山林から生み出される富は「共同性」と「個別性」、「公」と「私」のいずれの原理に比重をおいて分配

されるべきなのか、この問題は地域の指導者のみならず歴代の政府も試行錯誤を繰り返して来た。例えば八〇年代に改革开放政策が実施されると、政府は各地の森林管理の方針を、従来の人民公社に象徴される「共同性」を主体としたシステムから、責任生産制に象徴される「個別性」を主体としたシステムに転換させた。ところが二〇〇〇年以降、政府は各地で進行する環境破壊への対応策として、経済発展と環境保全を両立させるために森林を「公益林」とし、公有化しようという方針を打ち出した。森林における「共同性」と「個別性」、「公」と「私」のあり方が今また大きく変わりつつある。このような状況のなかで、龍田郷一帯では、清代においても現在においても村の大半の山林を共有地とし、同族組織や地縁組織等の集団によって管理する方式を採用している。龍田郷の住民が嘉慶年間と現代において様々な社会問題を抱えながら、いかなる行動原理に基づいて山林を管理し、そこから生まれた富をどのように分配しているのか考えてみたい。

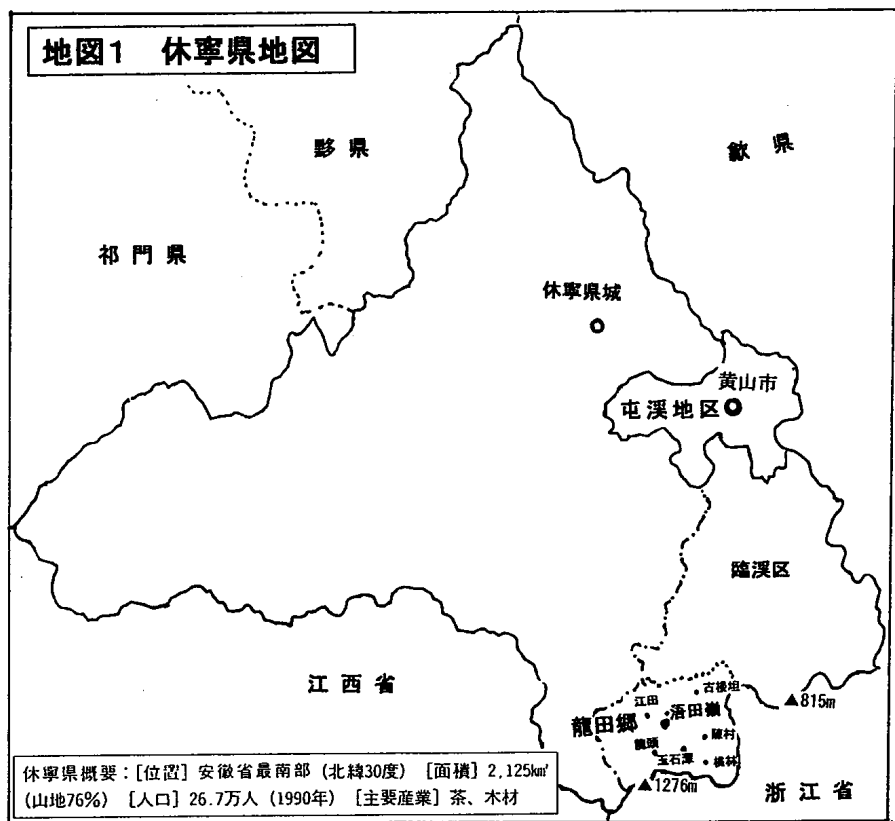
#### 一 龍田郷・浣田嶺村の概況

休寧県は、黄山のふもとに広がる徽州盆地の南部に位

置する（地図1）。休寧県龍田郷は黄山市政府が置かれている屯溪区から南に四五キロメートル離れたところにあり、南端は浙江省開化県に接する。行政的には休寧県臨溪地区に属し、龍田郷政府が置かれている涪田嶺村を始めとする七つの行政村を有する。各行政村の名前と概況は表1の通りである。龍田郷は山林面積が郷全体の九五パーセントを占める典型的な山村地区である。龍田郷の人々は、古くから木材や炭や茶等の山林からの特産物を江南等の消費地に売ることによって生計の道を見出してきた。特に明清時代は多くの住民が徽州商人として外地に赴いた。現在の龍田郷は依然として広葉杉、松、木炭、木材加工、箬竹の葉（粽を包む大きな竹葉）の加工といった山林からの特産物の収入に頼って生活を営んでいる。以下、二〇〇一年二月当時の村の特色を二点指摘しておくきたい。

(1) 同族関係と村民委員会

徽州は歴史的に同族組織が発達した地方として知られており、明清時代の宗族制について族譜や徽州文書を利した多彩な研究が発表されている。しかし、現在の涪田嶺村においては父系血縁関係が他の結合関係と比べて特に顕著な社会的機能を果たしているという事例を見出



すことはできない。

龍田郷には九つの自然村がある。各村の氏姓の構成は表2の通りである。龍田郷の中では程姓が一番多く全体の四割を占める。程姓は一帯で最も早く移住してきた。

表1 龍田郷と浣田嶺村の概況

行政村名	村民小組	行政村名	村民小組	行政村名	村民小組
浣田嶺村	12	玉石潭村	3	龍頭村	3
江田村	6	陳村	1	古樓坦村	5
桃林村	10				
	人口	水田	畑	茶畑	山林
龍田郷	5000人	1162.5畝	150畝	5562畝	138000畝
浣田嶺村	1300人	285 畝	45畝	1000畝	29611畝

(1畝 = 0.015Km<sup>2</sup>)

程姓の子孫がいる。

次に多いのが張姓である。一九九八年、筆者が江田村で張姓の後裔から聴取した伝説によれば、江田村の張氏は、清代に休寧県の嶺南村から遷住してきたという。桃林村・田坳村一帯にも張姓が千人近く住んでいるが、桃林村一帯の張姓は江田村の張姓と異なる血族組織である。曹向農氏が桃林村の住民からきいた伝説によれば、かつて事情により本姓を隠した秀才が妻と共に桃林村に流れ着いた。彼らは村に定住し子孫が繁栄した。やがて後裔は近くの嶺南郷三溪村の張氏から張姓を名乗ることを認

龍田郷の程姓の始遷祖にあたる唐祖公は、北宋咸平二年（一〇〇九）、江西省婺源縣溪源から龍田郷の浣田嶺村に遷住してきた。浣田嶺村の程氏は、その後分派した子孫の一部が龍頭村、玉石潭村、南田村に遷住した。さらに一部が浙江省開化縣齊溪鎮に移住し、現在齊溪鎮には約一五〇〇名の

表2 龍田郷の各村の氏姓構成

9	8	7	6	5	4	3	2	1
古樓坦村	田坳村	桃林村	陳村	玉石潭村	龍頭村	南田村	江田村	浣田嶺村
閩、汪姓が主流	(行政上は桃林村に所属) 張姓が主流	張姓が主流	吳、余姓が主流	程姓が主流 他に汪、張姓	程姓が主流	(行政上は龍頭村に所属) 程姓が中心	張姓が主流 他に吳姓	程姓が主流

めてもらい、そこではじめて張姓となったという。

現在の浣田嶺村には父系同族組織の共有財産は存在しない。この一帯の共有財産はすべて村に属する。村の入口正面にはかつての程氏祠堂がある。この祠堂は新中国成立後一時期は龍田人民公社政府が使用していたが、その後浣田嶺村の公有資産となった。現在は倉庫として用いられているだけで、程姓による社会活動、祭祀活動は行われていない。浣田嶺村の裏にある程姓の始遷祖の墓には乾隆三八年（一七七三）と光緒二十九年（一九〇三）に重修された墓石が残っていたが、いずれも倒壊し現在でもほとんど手が加えられていない。

現在村で盛んに行われている出稼ぎ活動をみると、彼らは父系血縁関係以外に母方の親族や姉妹の嫁ぎ先の家族、学校や職場で得た友人など多様な縁故関係を使って最も条件の良い職場を選んでいる。村民たちは急速な社会の変容に適応するために、各自が主体的に多元的なネットワークを築いており、父系血縁関係はその中の一つにすぎない。父系血縁関係はあくまで個人を起点とした結びつきにすぎず、かつてのような祠堂、族産、族譜などの物的装置を有し、規律をもって族人の生活を保障する社会的集団としては機能していない。

かつての宗族組織に代わって住民の基本生活を支えているのは村民委員会に代表される村組織と、その指導機関である龍田郷政府である。

村の責任者は村長である。村長の任務は大きく二つに分かれる。一つは郷政府の下層組織である行政村の責任者として郷政府の方針に沿った村政を実施することである。もう一つは村の自治組織の最高責任者として、村の社会安定、経済発展、公益事業の管理、水道・電気・村の公共施設や公有財産の管理、小学校の経営、山林の管理等を行うことである。村長は二年任期で村民の直接選挙によって選出される。

村民委員会は村の自治組織である。活田嶺村の村民委員会は、以下の人員によって構成される。

- 1 幹部 五名（内訳：村長、副村長、文書——書記兼会計——、婦女代表、民事糾紛調停委員）

- 2 村民代表 三七名（一〇戸に一人の割合で選出）

- 3 共産党員 二二名

村民代表と共産党員は兼任している場合が多く、村民代表と共産党員と合わせて四〇数名が村民委員会のメンバーとなっている。活田嶺村にある龍田中心小学校の一階には村民委員会の会議室が置かれている。委員会はこの会議室で山林を含む村の公有財産の運営や村の生活全般に関する話し合いを行う。その結果は村民代表を通じて全村民に伝えられると同時に、通達事項は旧程氏祠堂の入口に掲示される。村には基層組織として村民小組が置かれ、活田嶺村は一二の村民小組に分かれている。村民小組は一〇〜三〇戸によって構成される。村民小組は主に①村民会議の開催、②村民委員会の決定事項の実施、③公有の生産手段の管理、といった仕事を司る。

郷長は村を統括する郷政府の責任者である。郷長は県の行政機構から選ばれ、月給を支給される。郷長の選出

は、県政府の行政幹部の中から二人の候補者が選ばれ、龍田郷に四七名いる村民代表が二人の中から選挙で選ぶ。副郷長は地元民の中から選出される。

郷長の仕事には、村の自治組織のまとめ役という任務と、県政府の政策を浸透させるという役人としての任務という二つの性格がある。前者は、例えば村内部の自治や紛争の解決については村民委員会に委ねているが、まれに起こる村の境界線をめぐる争い等の村落間の争いごととは郷長が仲裁役をつとめる。後者については、郷長は県政府から通達された諸政策を村の実情に即して実施し、その結果を県政府に報告する役目がある。

今回筆者は浣田嶺村の曹向農氏宅に滞在した。曹氏は一九八三〜八九年の七年間に龍田郷の郷長を勤め、その後龍田郷人民代表大会主席に就いた。退職後も住み慣れた浣田嶺村で退休幹部としての生活を送られている。集団経営方式を主とする龍田郷の山林経営方式は、当時郷長であった曹氏の指導の下で実施された。

## (2) 村人の自留地・森林への依存度

一週間の生活体験を通じて痛感したのは、村人の生活面における山林と自留地への依存度の高さである。今回生活体験と曹氏が紹介した状況にもとづき、現在の村

民の一般的な生活状態を紹介したい。

まず生計面については、自留地への依存度が高い。龍田郷は一九七九年から八一年にかけて、それまで村で集団管理していた水田、畑、茶畑、竹林を自留地として住民の各戸に分配した。分配面積は各戸の世帯数に応じて決められた。竹林は一戸当たり二畝程度が割り当てられた。村民は定められた解禁期間内に、割り当てられた竹林の筍を採取することができる。水田は一人当たり〇・三畝が分配された。分配された水田の米の収穫で七・八ヶ月分の糧食を確保できる。茶畑は村の周囲に分散しており、面積、日当り、自宅からの距離等の条件を考慮して、世帯数に応じて均等に分けられている。茶葉は各家庭が摘んだ後、村にある茶葉加工廠に加工を委託して市場に出荷する。休寧県は茶の名産地として全国的に名高いが、龍田郷で産出する茶葉は商品価値が低く売れ行きも良くない。畑では自家用の青菜や大根、油菜（菜種油を搾る）等が栽培されている。分配された水田、畑、茶畑、竹林は使用权を他人に譲渡したり、県政府の土地管理局の許可を得てそこに住宅を建築することもできる。しかし、大半の住民は自留地の畑や水田で収穫した野菜や米を自家用の食糧として用いている。村には肉や魚な



どの生鮮食料品を売る店はなく、家には冷蔵庫がない。各家では脂身の多い豚肉の塊を天井につるして干し肉を作り、その干し肉を野菜と炒めて使う。あるいは大半の家庭で飼っている鶏の卵が日常の蛋白源となる。日常の食卓に出るのは畑で収穫した野菜や卵に筍、木耳、きのこ、山菜などの、山から採れた物が多い。各家庭はこれらを利用して、漬け物、干筍、干芋などの保存食作りに工夫をこらす。村人が現金を払って調達する食品は調味料や酒程度で、魚や肉を買ったり鶏をつぶして食べるのは来客をもてなす時に限られている。村は遠隔地にあり市場への交通手段が悪いため、水田・畑の生産物を積極的に外地に出荷することはしていない。また、日常生活に使用する薪は村が指定した山林から自由に採取することができ、この山から採った薪は自家用の目的に限られ、外部に売ることができない。

次に山林への現金依存について述べる。山林総面積は一三万八〇〇〇畝、そのうち一二万九〇〇〇畝が村の有林である。村有林は村民委員会が管理している。村民委員会は広葉杉や松を人を雇って栽培し成木を売却して得た収入から人件費などの支出を引いた収益を村の住民全員に均等に分配する。村民は毎年一人当たり約二〇〇

元の村有林からの収益金を得ている。その他に村には木材・箬葉・茶葉の加工工場があり、これらの工場に雇用されて現金収入を得る村民もいる。

浯田嶺村の住民は、自留地の茶園、水田、畑、竹林を利用して自分たちの食糧を自給し、それ以外に村有林からの収益金等の現金収入を得ている。村民は自留地と村有林のシステムを通じて日常の食糧に困らない最低限の生活を村から保障されている。しかし山林から得る僅かな現金収入のみでは高騰する子供の教育費や結婚資金を賄うことはできない。そこで多くの住民は何らかの方法で山林以外からの現金収入を得ている。最も多額の現金収入を得られるのは外地への出稼ぎである。龍田郷政府は山林の集団所有制の実施と水田、畑、茶畑、竹林の均等分配によって、龍田郷の村人すべてに平等で最低限の生活を保障している。しかし、外地への出稼ぎ者の出現によって村民の経済状況に変化が生じた。現在村には次の四種類の経済状況の村人が認められる。

一、市場経済の恩恵を受けて富を得た者。その多くが出稼ぎで成功した者である。現在全郷の一〇パーセントにあたる四〇五〇〇人の成人男女が温州、杭州や上海の工場・工事現場・食堂などに赴いている。例えば温

州での食堂経営に成功した一家は、親族の大半を温州に送りこんで経営の拡大化にとりこんでいる。出稼ぎ以外にも屯溪を訪れる村民を対象とした廉価の宿泊施設を開いて成功した者もいる。出稼ぎで成功した家族は、立派な家を建て高級な家具や家電製品を揃えているので一見してそれとわかる。

二、市場経済の影響を受けて経済状態が悪化した家族。

高騰する子弟の教育費や結婚費用を捻出するために無理な借金を重ね、その返却に苦しんでいる村民もいる。その他には外地での事業に失敗して負債をかかえる者など、経済的に不安定な生活を送る人々も少なくない。

三、村の中で安定した職業と収入を得ている家庭。村には地元の産業や行政で活躍することによって安定した地位と財力を築いた者がいる。例えば浣田嶺村の現職村長である程細開氏は三六歳で木材加工工場、箬葉加工工場の工場長を兼任する有能な実業家である。同氏は九〇年以降龍田郷の特産である箬葉の外販売に力を入れ、杭州や上海の外貿会社と直接契約を結ぶことに成功した。その実績を買われて村長に二回選出された。村長になると、県政府から年間二〇〇〜三〇〇元、村から七〇〇元の手当が支払われる。村の共産党書記

の程礼開氏は村で最も大きな商店を経営している。店には食糧品や日用雑貨など生活必需品がとりそろえられ、大半の村民がこの店を利用する。店舗は村の正面入口に位置し、店内には大型テレビと椅子が設置され、村民が気軽に立ち寄るコミュニティスペースとなっている。元龍田郷人民代表大会主席の曹向農氏は行政職を退いた今、県政府から支給される年金によって安定した生活を送っている。このように村の指導的立場にある人達は経済的に安定した環境を保っている。彼らは交際範囲が広く村の争い事を解決する能力があるので、村民から人望を集めている。しかし、出稼ぎによって高収入を得る村民が増えてきて、村の地場産業や行政に関わるのは割に合わないと思えず風潮がはじまっている。

四、従来からの村の生活システムを維持している低収入者。家族全員が村に残っている家は、従来通りの山林からの利益配分や自留地と副業の収入に依存した生活を送っている。副業として多く見られるのは養豚である。豚を育てると一頭当たり一〇〇〇元で売ることができる。村の山林を監視する護林員になると村から年間三〇〇〇元の手当が支給される。他にも山林経営に

関する様々な仕事を請け負う村人が多い。村の木材・箆葉加工工場で働く、平均して一日二〇元ほどの報酬を得ることができる。しかしこれらの工場は年間五ヶ月くらいしか稼働しないので安定収入とはならない。村には一〇軒あまりの小規模な日用雑貨店、食堂兼旅館があるが、いずれも村人相手で売り上げは小さい。

このように村に残っている限り高収入を得ることができないのである。しかし金額は小さいが全く山林に関わらなくても山林の収益金を得ることができる。自留地は面積が小さいので毎日畑や水田の手入れをする必要はない。村を散策していると、仕事をせずに朝からテレビを見たり麻雀やランプ遊びに興ずる成人男子の姿を見かける。ここでは朝から晩まで働かなければならない産業がなく、同時に毎日働かなくとも安閑とした生活を送ることが出来るからである。

最後に、現状における村民と山林との関わりを考えてみる。出稼ぎによって高額な現金収入を得ている村民にとっては村有林からの利益配分はさしたる意味をもたない。一方、仕事をもたない低所得層にとっては、村有林からの利益配分や山林管理に従事することによって得る現金収入への依存度が高くなる傾向がある。現在の村有

林は低収入者に便宜を与える公共福祉的な役割を果たしているように見受けられる。

## 二 涪田嶺村における森林経営の現状

### (1) 土地利用

現在の龍田郷の土地利用の状況について、曹氏から聴取した内容を紹介したい。現在の龍田郷の山林の総面積は一三万八〇〇〇畝である。山林の利用状況については一九八五年の統計がある。(図1)<sup>10</sup>。現在の基本的な状況は一九八五年当時と変化がないので、一九八五年の統計に基づいて紹介する。用材林(杉・松等の建築及び諸産業用材を栽培する人工林)の面積が全体の五三パーセントを占める。用材林地と竹林地、果樹林(梨、栗、柿等)、灌木地を合計した有林地が土地全体に占める割合(森林覆蓋率)は七〇・八パーセントに達する。この森林覆蓋率は、森林保護政策の浸透によって二〇〇〇年には八一パーセントに達しており、安徽省全体および全国平均と比べて高い割合を示している。灌木地の占める割合が多いのも特徴である。灌木地とは、乱伐によって環境破壊が進んだ山林を長時間封鎖し人工的な植樹を施さなかつた結果、雑低木が自生した雑木林を指す。広葉杉

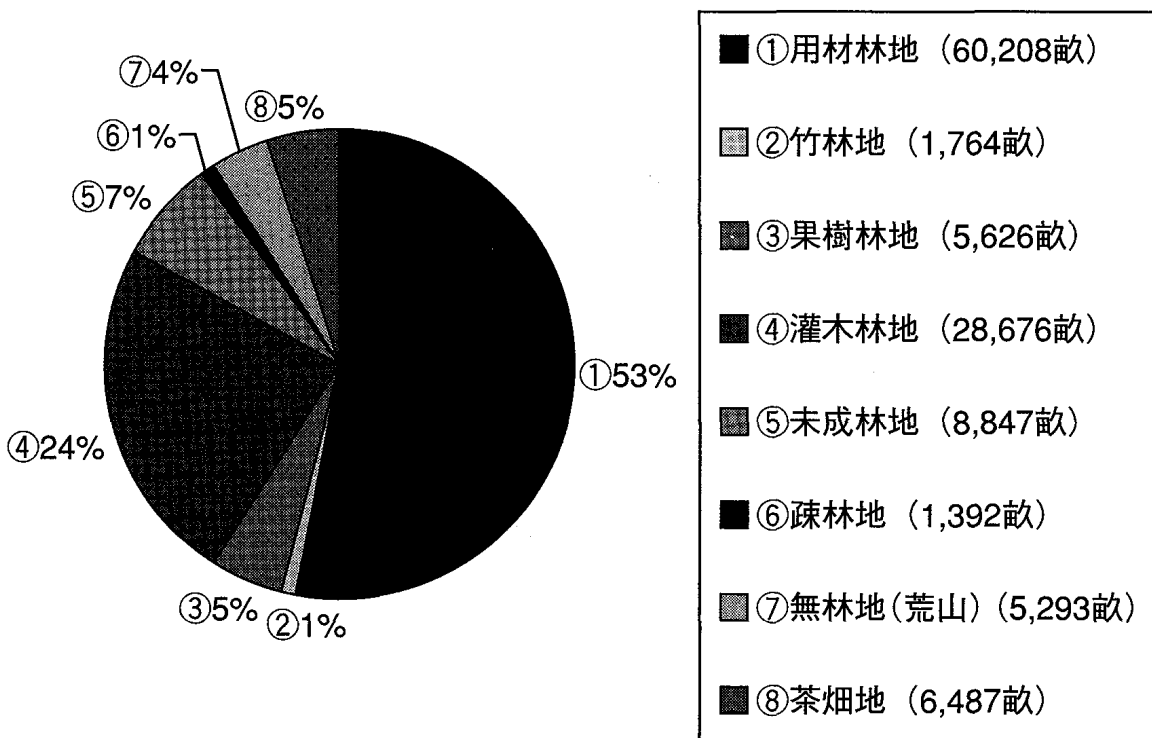
や松だけを植える人工林は、自然林に比べて虫害に遭いやすく山地の地盤が弱い。そこで龍田郷では人工林と自然林の割合を一定に抑え、急斜面や地盤のゆるい山には手を加えずに自然林の状態を保つように定めている。用材林（六万二〇八畝）に関する一九八五年の統計によると、一番多いのが広葉杉（四万二六〇五畝）で全体の六八%を占める。広葉杉は、その材質が建築、造船、棺桶等に適していることから、唐代以降長江以南の広域で栽培されてきた。八〇〜九〇年代、広葉杉の商品価格は松の二倍近くあったが、最近では建築資材にアルミ材や合板が多く使われるため、市場需要が次第に減っている。一方、かつて商品価値が低かった松（七八七三畝）は、合板として加工できることから需要が伸びてきており、価格も上昇している。その関係で現在の広葉杉の価格は松より若干高い程度になっている。現在広葉杉は樹齢二五年、松は樹齢一五年で伐採し出荷している。他に雑木林が一万一七三〇畝ある。

(2) 集団管理と個人管理

一九七八年以降、安徽省の各地の農村で責任生産制が実施された。一九八一年、省政府は國務院の方針に基づいて「山林に関する権利を安定させ、林業責任生産制を

安徽省休寧県龍田郷涇田嶺村における山林経営方式の特徴

図1 龍田郷の土地利用状況（1985年）



定着させる規定」を發表した。これは、山林に関する、

- ①「山林権（山林の使用権）」、②「自留山（山の私有）」、
  - ③「林業責任生産制」の三つを認める規定である。同年、
- 休寧県人民政府はこの規定に従って、県下の人民公社における山林権、自留山、責任生産制の実施を指導した。当時の休寧県の人民公社の山林権は、土地改革以降のたび重なる制度転換を経て混乱した状況にあった。そこで、所有権および経営権が人民公社、自然村、生産大隊、生産隊のいずれに属するのかを調査し、山林権をめぐる紛争の調停を実施した<sup>12</sup>。自留山については、全県の一五三一の生産隊が全県山林面積の一・二・二パーセントに当たる二九万二一五六畝を設定した<sup>13</sup>。

林業生産責任制については、一九八三年より各地の状況に応じて多様な山林管理方式を選択することが認められた。その結果、休寧県では次の四つの管理方式が採用された<sup>14</sup>。

- ①林業の全行程を戸単位で請け負う「包干到戸方式」
  - ②山林管理を戸単位で実施する「管理到戸方式」
  - ③グループに分けて経営をする「分組経営方式」
  - ④山林を村で統一経営する「統一管理方式」
- ところが、曹向農氏によると、八五年以降「包干到

戸」「管理到戸」「分組経営」を実施した現場に様々な弊害が発生した。特に「包干到戸」「管理到戸」を請け負った農家が、現金ほしさに請け負った山林の木を無計画に伐採して市場で売却するケースが続出したという。例えば「管理到戸」を採用した流口区では、村民が請け負った山林の木材を乱伐し、それを売却して得た現金で住宅や家財を購入したために、生活水準は一時的に向上したが、九一年を過ぎると売却する木がなくなり現金収入の途が絶たれてしまった。九四年からは貧困区に指定され県政府の行政指導を受けることになってしまった<sup>15</sup>。

「包干到戸」「管理到戸」制には、他にも問題があった。山林の立地条件や栽培されている樹木の商品価値は、それぞれ異なるものであった。こうした多様な山林を村民全員に均等に配分するために、一つの山を複数の村民に分割して請け負わせ、一人ごとに条件の異なる複数の山林を少しずつ請け負う「一山多主、一戸多山」方式が採用された。そのため効率のよい個人経営の実施が難しくなった<sup>16</sup>。

このような問題が続出した三つの責任生産制は次第に有名無実と化していった。そこで八八年以降、県政府はこれら三種類の経営方式を「折股聯營方式」に移行した。

「折股聯營方式」とは、山林を農家と郷政府が共同經營するシステムである。農家は責任制で請け負っていた山林と労力を提供して、それに応じた山林の股分（持ち分）を保有する。郷の林業部門は資金を提供して、それに応じた山林の股分を保有する。政府と農民が山林を共同經營し、その収益は股分の割合に応じて双方に分配する方式である。例えば、首村郷（九二年に秀陽郷に合併される）と大阜郷（九二年に秀口郷に合併される）は山林の股分が二割、労力の股分が二割、資本提供者の股分が六割の割合で利益を分配した。首村郷と大阜郷は責任生産制で荒廢した一万二〇〇〇畝、八六七〇畝の山林を「折股聯營方式」に轉換したことによつて山林の生態環境の恢復に成功した。<sup>17)</sup>

現在の休寧県では、大半が統一經營方式と折股聯營方式を採用している。しかし、後述するように二〇〇〇年には、中国政府は各地で進行する深刻な山林の環境破壊に対応するために森林を「公益林」とし、公有化に向けての方針を打ち出しており、村が主体となった従来の山林經營システムが大きく見直されつつある。

### (3) 集團所有制による經營方式

一九七八年、龍田郷は休寧県政府の責任生産制の指導

の下で、集團管理していた水田、畑、竹林を各戸に分配した。このような動きの中で、林業においても責任生産制を実施しようという動きがあったが、当時龍田郷郷長であった曹向農氏は山林の個人請負制に反対し、村単位の集團所有制を採用した。現在も龍田郷の山林全体の九三パーセントが集團所有制を実施し、残りの九〇〇〇畝余りが自留山として個人經營されている。

以下、曹氏が筆者に紹介した浣田嶺村の山林經營方式について述べる。曹氏はこの經營方式を長年指導する立場にあつたので現場の状況について熟知しており、ここに紹介する具体的な数値は、すべて筆者が同氏から聴取した記録の内容に基づいている。帰国後、記録を整理した結果不十分であることが判明したデータについては、手紙で問い合わせることによつて補充を行った。浣田嶺村は一万五八九三畝の用材林があり、これを村民委員会が統一管理している。現在浣田嶺村では広葉杉と松を栽培しているが、ここでは広葉杉を中心に述べる。

用材林の植樹と伐採は計画的に実施される。伐採された跡地は、整地を施してから全体を焼き払った後、一畝当たり一八〇株の全長二五センチメートルほどの苗を植える。苗は県の林業部門で栽培したものを購入する。植

え付けた苗は、除草などの世話が必要とされるので、三年間村民から希望者を募り、契約制で栽培を請け負わせる。九九年度は三八四名の村民がこの仕事を請け負った。四年目からは木が生長して除草等の手間が不要となるので、護林員に管理を任せる。現在浣田嶺村には一四名の護林員がおり、彼らの給料三〇〇〇元(年間)は村民委員会から支給される。山林を巡回して盗伐や放火を防ぐのが彼らの主な仕事である。広葉杉は一五年たつて間伐を実施する。二五年後に幹の直径が約一四〇一六センチメートルになると伐採を行なう。

伐採は村民委員会の主催する入札で決定した伐採業者に請け負わせている。村民委員会は、伐採対象の山林地に対して商品価値と伐採人への報酬を考慮した見積価格を告示した上で入札にかけ、入札会議で一番高値を出した伐採請負人と契約を結ぶ。九九年度は計二一〇名が伐採の請負人となった。村民委員会と伐採契約を結んだ請負人は、契約金を村に払ってから郷政府から伐採許可証を受領し、規定期間内に契約した樹木の伐採を行う。伐採は契約者自らが行う場合と、他に人を雇って伐採させる場合がある。伐採後は、規定の税金(木材特産税)を政府に納め、林業部門に諸費用を納めた後、販売許可証

の交付を待つて木材を売却することができる。以前は伐採された木材はすべて休寧県木材会社に統一価格で売られたが、現在は自由価格制となり販売相手を選ぶことができる。現在の売値は広葉杉で二〇〇〇元/一立方メートル(一立方メートル $\parallel$ 一二 $\sim$ 一五本)である(二〇〇〇年)。九九年度の浣田嶺村の木材の伐採量は、広葉杉が四〇〇立方メートル、松が六〇〇立方メートル、雑木が四〇〇立方メートルで、合計一四〇〇立方メートルである。村民委員会は伐採業者から得た林業収入から護林員への給料(三万元)や植林に関する諸雑費を差しひいた利益を村の戸口を有する未成年を含めた全員に均等に配分する。現在村民は一人当たり一年二〇〇元の森林収入を得ている。九一年度から九九年度の分配総額と分配人口(村の人口)の変遷を表3に示す。

森林経営で得た収益は、個人に分配される以外に公共のためにも利用される。浣田嶺村には「龍田中心小学校」という龍田郷の浣田嶺村と江田村、龍頭村、古楼村の小学生約三〇〇名が通う小学校がある。教員数は一五名で、遠村から来る子供のために寄宿舎が付設されている。この小学校の建設費用の大半は村の山林収入によつて賄われた。

以上の状況を総括すると、現在の村民委員会による山林経営方法には次のような利点が認められる。

第一に二五年と栽培期間の長い杉の管理を、①はじめの三年間、②四年目から成長して伐採できるまで、③伐採と売却、の三つのプロセスに分け、各プロセスの管理を異なる人員に委託している。彼等との契約関係は、①は三年間の請負方式、②は年俸制、③は入札制である。栽培期間の長い山林の管理は、個人経営方式では全てのプロセスを管理するのが難しいので、管理の一部を他人

表3 森林収益の分配金額の推移

年度	分配総額 (元)	分配人口 (人)	個人分配額 (元)
91	240600	1203	200
92	343000	1225	280
93	298320	1243	240
94	327340	1259	260
95	152280	1269	120
96	408000	1275	320
97	280080	1273	220
98	254800	1274	200
99	254800	1274	200

※曹氏が涪田嶺村民委員会に問い合わせたデータに拠る。

に委託したり、子孫に経営権を均分相続することが少くない。そのために権利関係が複雑化する傾向にある。集団管理による分業制や期間契約制はこのような弊害を防ぐことができる。

第二に山林を統一した方針の下で計画的に管理することによって、目先の利益優先による山林の環境破壊を防ぐことができる。また収益を村人に均等に配分した残りを、公共投資に用いることができる。それによって、村の貧困者の救済や村全体の福利厚生としての社会的機能を果たしているのである。

一方集団管理方式には、次のような問題点も包含している。利益を村人全員へ均等配分するために、一人当たりの配当が二〇〇元と低く設定される。この配当は出稼で高収入を得ている村民にとっては魅力のない金額であり、低所得者層に対しても生活の補助程度としかならず、急騰する学費や結婚費用をこの金額で賄うことができない。現在では村民の大半が村の公共林の配当収入に依存しない生活を送っており、彼らは森林経営の在り方にあまり関心を抱いていない。森林経営の責任者である村民委員会にとっても、森林経営による収入は彼等の個人収入に結びつかない。今後、現行のシステムが社会の



急速な変容に対応してどのように変わっていくのか注目される。

### 三 乾隆・嘉慶年間における山林経営の特徴

ここでは乾隆年間以降、棚民の流入によって山林が荒廃し、嘉慶一二年（一八〇七）に、裁判によって棚民を追放した頃の浯田嶺村の山林経営を文献を通じて考察していきたい。

乾隆年間以降、浯田嶺村一帯の山林に多くの棚民が流れ込んできた。彼らの大半は長江北部の安慶地方出身者で、浯田嶺村の程姓の一部の族人に小作料を支払って山林を借り受け、「棚」を建て住み着いた。一部の棚民は借りた山林の木を乱伐し、その跡地にトウモロコシを連作した。そのため山林の土壌が流失し、山から流出した土砂によって山のふもとの水田が埋没するという被害が発生した。嘉慶年間になると山林に住む棚民の数は六〇〇名あまりに達し、棚民に退去を要求する程一族とそれに従わない棚民との間に殺傷事件が発生した。嘉慶一二年、県レベルで棚民問題が解決できない現状に業を煮やした程一族の代表者が北京に赴き、朝廷に棚民の害を直訴した。この訴状は中央で受理されてから安徽省巡撫

初彭齡にまわされて審理が命じられた。道光『徽州府志』卷四之二「道憲楊懋恬查禁棚民案稿」（以下「楊案稿」と略す）は現場での実際の処理を委ねられた道憲の楊懋恬による報告書で、浯田嶺村の住民が棚民の害を直訴するという行為に到った経緯を詳細に記している。この村が起こした棚民追放裁判の詳細については前稿で紹介したので、ここでは「楊案稿」の内容にもとづいて、棚民を招いた当時の山林の経営方式について考察を加える。

まず、龍田郷の山林経営方式について注目されるのは、棚民を受け入れた山林が「共業分股」とよばれる方式の経営をしていた点である。「楊案稿」は当時の浯田嶺村一帯の山林経営方式について、以下のように述べている。<sup>18</sup>

浯田嶺村・江田村・嶺南・牛嶺・青山・方圩、璜源の七つの村にある山場（訳注：利用価値のある山林のこと）の多くは、「共業」方式によって経営されている。「共業」方式の山場の中では程姓の股分が比較的多い。その程姓の一族が山場を棚民に貸すようになる、どの村の住民もそれに倣って棚民に山場を貸すようになった。

ここでいわれる「共業」方式とは、明清期の徽州地方

でさかんに実施されていた山林経営形態である。当時の山地には一カ所ごとに字号が付されていた。例えば浣田嶺村が位置する地域は、当時の行政区画では休寧県二十都五図に当たる。その一帯の山地には「戎字千百八十三号字」から「戎字二千九百十六号」までの字号がつけられていた。<sup>20</sup>一つの字号をもつ山地を単一の「家」が管業している場合を「全業」と称し、複数の「家」が管業している場合を「共業」と称した。浣田嶺村一帯では、多くの山場が程姓をふくむ複数の姓による「共業」方式によつて経営されていた。これらの共業方式の山場では、山場を管業している家がそれぞれの管業権を股分という形式で所有していたが、この一帯では程族が比較的多くの股分を所有していたという。この共業分股方式の山場においては、山場から得た収益は股分に応じて分配され、分配された収益は各自が自由に使うことができた。業主の股分は子孫に継承され、何世代も均分相続されることによつて次第に細分化されていった。さらに股の売買も行われたので、山林の股分は次第に複雑化した。このような山林を棚民に提供する業主が出現したのである。「楊案稿」には次のような記述がある。<sup>21</sup>

棚民に貸した山林の業主権の大半は、(程姓の)祖

先が所有していた股分の子孫に継承されたものである。それらの子孫の中でも貧乏で生活に窮した者が、自分の股分のある山林を密かに棚民に貸したのである。しかも程姓の族長は、程姓の族丁が山林を棚民に貸していることを認識していたにもかかわらず、故意に放置しておき、族丁が棚民と契約を結んで小作料を得てから棚民を追放する訴訟を起こした。彼らは裏では棚民に山林を貸した族丁と通じて、小作料の一部を受け取っていたのである。

この報告によれば、棚民に山林に貸したのは股分を所有していた程姓の中でも生活に窮していた族丁であった。ところが、棚民を追放する裁判を起こした程姓の族長も、裏では棚民を招いた族丁と通じて棚民の納めた小作料の一部を着服していたことが指摘されている。このことから、程一族が裁判をおこした目的には地域の環境保全のため以外に、租山契約期間の終了していない棚民に対して小作料を返却することなしに退去させようという経済的な意図があったことが推測される。すなわち山林を棚民に貸した族丁にせよ棚民を裁判で追放した族長にせよ、彼らが行動を起こした背景には経済的な要因が絡んでいたのである。共業分股による山林経営では業主の経済利

益を主な目的とした経営が行われており、山林の環境保護に関する規律が弛緩していたことが窺われる。

住民が柵民を受容した背景としてもう一つ重要なのは、柵民が契約時に業主に支払う高額な一時金の存在である。

「楊案稿」によれば、柵民は百畝程度の山を借りる契約で、業主に数百両あるいは千両におよぶ多額の「価銀」を支払っている。「価銀」を支払った柵民は、その代わりに契約年度内に山場を自由に経営する権利を得ることができたので、短時間で高収益をあげるために山林の乱伐やトウモロコシの連作等を繰り返した。途中で環境破壊を理由に山場の立ち退きを要求しても、柵民は契約期間内であることを理由に応じなかった。「楊案稿」では、活田嶺村一帯で柵民が地元民に支払った「価銀」が合計二六三五両であることから、この金額を契約年数で割って一年当たりの小作料を算出し、契約の残り年数分の価銀を返還することを条件に退去させるように提案している<sup>(22)</sup>。このことから「価銀」とは、契約期間における全小作料の前払い金であったことが推定できる。このように柵民との契約は、親からの均分相続で得た山林の股分による配当よりもはるかに多くの現金収入を得られたのである。

以上が「楊案稿」の報告する内容から推定した、柵民を招くに到った山林の経営方式に関する特徴である。活田嶺村の住民が柵民とかわした柵民契約の具体的な内容については、それに関する契約文書や帳簿類が残されていないために明らかにできなかった。

ところで、嘉慶年間にはこの休寧県活田嶺村以外の徽州の各県にも多数の柵民が流入し、地元民と租山契約を結んでいた。嘉慶二二年(一八一七)祁門凌氏立「合同文約騰契簿」<sup>(23)</sup>(以下『騰契簿』と略称)は、祁門県三四都に居住する凌姓が管業権を有する山場に関する大量の文書を抄録したものである。祁門県は徽州で最も多くの柵民が流入した地域であり、嘉慶年間には五七九の柵と三四六五名の柵民の存在が確認されている<sup>(24)</sup>。『騰契簿』には八件の柵民に関する租山契約がみられるが、全て嘉慶六年(一八〇一)に結ばれている。以下、それらの契約内容を紹介する<sup>(25)</sup>。

①「九三号 美坑庄弟住後租約」<sup>(26)</sup>

小作契約を作成する許正明は、凌鳳鳴の名義下にある美坑の山(土名庄弟住後・合計七畝)を借りうけ、そこを開墾しトウモロコシを栽培する。(出租人・承租人・中人の)三者の取り決めにより、小作料は毎年一

〇〇文とし、毎年冬至の日に定額を納める。ここに小作契約を作成して証拠とする。

嘉慶五年九月二日

立承租約人 潜邑(潜山県)許正明

中見

江達三

代筆

胡廷秀

〔付記〕：(契約金として) 酒水錢一〇〇〇文を得る。

②「一九二号 盤坑塢・黄土塢西辺承租約」<sup>27)</sup>

小作契約を作成する陳敦仁は、今汪太吏堂・凌興采戸・黄明德堂・胡崇徳堂の四姓の業主の名義下にある盤坑塢西の中鉄山(土名黄土塢)を借りうける。この山は以前胡姓が小作を請負い松木を畜養していたが、成木にならずに長年放置されていた。そこで四姓の協議の結果、山を陳に貸し、陳は契約地を開墾し小屋を建て藍と生薑を栽培することとする。三者の取り決めにより、小作料は毎年一両八錢とし、毎年冬至の三日前に定額を納める。契約山林の敷地内にある茶畑と墓林は開墾の対象外とし、損壊を与えてはならない。四姓は小作料を契約書で定めた股分に応じて分配し、この件で小作人に迷惑をかけない。小作人は契約地内でトウモロコシを栽培してはならない。ここに小作契約を

作成して証拠とする。

嘉慶六年二月六日 立承租約人 陳敦仁

中見

周凌有

代筆

胡正法

〔付記〕：契約金は四姓に均しく分け、各姓が四錢ずつ得る。酒水銀の五両も四姓に均しく分配する。

③「五三号 田坑出租清單」<sup>28)</sup>

嘉慶六年二月八日、汪・凌・胡・黄の四姓は協議の結果、坑正塢を潜山県出身の陳敦仁と福建出身の三茂の二人に貸すこととする。借方はそこに棚をたて生薑と藍を栽培する。契約時に払う「酒水銀」は一両二兩とし、それを四姓に三兩ずつ均しく分配する。小作料は毎年銀四兩とし、それを四姓に一兩ずつ分配する。ただし今年の小作料は一両六錢とし、それを四姓に四錢ずつ分配する。

④「一九六号 美坑、石結塢・横漿坑承租約」<sup>29)</sup>

小作契約を作成する江澤遠は、凌鳳鳴の親族の名義下にある二つの山(土名石結塢・土名横漿坑)を借りうけ、そこに雑糧を栽培する。三者の取り決めにより小作料は年三〇〇文とし、毎年冬至の三日前に定額を納める。ここに小作契約を作成し証拠とする。

嘉慶六年四月三日 立承租約人 江澤遠

代筆中 黃日升

⑤「九四号 美坑・株楓坑承租約」<sup>30)</sup>

小作契約を作成する潜山県の陳敦仁と儲攸同は、祁門県の汪・凌・黃・胡・許・江・呂・朱八姓の名義下にある本都八保の土名株楓坑山を借りうけ、そこに柵をたて木を伐採し雜糧等を栽培する。三者の取り決めにより、毎年八錢の小作料を冬至の三日前に欠けることなく納める。この山の八姓の股分は本契約の規定に基づいて分配し、小作人とは関わりがないものとする。契約後に金額を変えないこと。ここに小作契約を作成して証拠とする。

嘉慶六年六月二八日 立承租約人 陳敦仁

全夥人 儲攸同

代筆中 黃日升

〔付記〕：酒水錢（契約金）として八一〇〇文と一兩を得る。

汪景儒、黃日升へ中資として一兩を支払う。經理の

三人の聖茂へ四〇〇文、顯明へ四〇〇文、鳳鳴へ二〇〇文支払う。以上の支出を除いた残りの七一〇〇文を一三股に分け（一股あたり五四〇文）以下の股分に応

じて分配する。

股分内訳：汪姓四股（二二六〇文）、凌姓三股（一六二〇文）、黃姓二股（一五四〇文）、呂姓一股（五四〇文）、許姓一股（五四〇文）美坑汪姓一股（五四〇文）、江姓一股（五四〇文）宋・胡姓一股。

⑥「九五号 美坑黃桑塢・杉木塢出租約」<sup>31)</sup>

貸出契約を作成する江凌等は、協議の結果祖先から継承した本都八保にある土名黃桑塢と杉木塢の二つの山場を、潜山県の陳敦仁に貸出し、陳がそこを耕して雜糧を栽培することを決めた。三者の取り決めにより、毎年五錢の小作料を冬至の三日前に定額通り納める。ここに貸出契約を作成して証拠とする。

嘉慶六年七月四日 立出租人 汪恭祀秩下集成

全業人 凌鳳鳴

全業 江達有 升遠

江光遠

中見 汪景儒

代筆 黃日升

〔付記〕酒水銀として五兩を得る。

⑦「九一号 盤坑承租約」<sup>32)</sup>

小作契約を作成する陳敦仁と仲間の王懷文・儲攸同は、

祁門県三四都八保にある凌栄戸の名義下にある土名盤坑源山を借りうけ、山を開墾して雜糧等を栽培する。三者の取り決めにより、毎年六〇〇文の小作料を冬至の三日前に定額通り納める。借りうけた山の（借受権の）股分については借受人同士で決めて、貸出人に迷惑が及ばないようにする。契約地内にある墓林と茶科は開墾の対象外とし、損壊を与えてはならない。今後は山に住む棚民の数を調査して書類を提出する時は、山主に迷惑が及ばないこと。契約成立後、契約内容に異議を申し立てないこと。ここに小作契約を作成して証拠とする。

嘉慶六年七月一〇日 立承租約人 陳敦仁

全夥 王懷文

儲攸同

依口代筆 許惟新

〔付記〕酒水銀として四〇兩を得る。

⑧「五一号美坑・黄家塢・白石塢租約」<sup>34</sup>

貸出契約を作成する汪・凌・胡・黄・許等は、いま共業方式で管理する本都八保にある土名白石塢・葉家塢・黄家塢を□□□□に貸し出す。（小作人は）そこに棚を建て開墾耕作し、桐子<sup>35</sup>・茶科・雜糧を栽培する。三

者の取り決めによる酒水錢はすべて受領した。小作料は毎年冬至の三日前に二〇〇〇文を定額通り納める。管業者の茶科や耕作地は開墾の対象外とするが、他の茶科の栽培は本契約に基づいて実施する。開墾によって山の下の水田に土砂が流れて被害が生じたときは、開墾者が責任を持って修復すること。ここに貸出契約を作成して証拠とする。

嘉慶六年二月二〇日 立出租約人 汪景儒 黄義昇

凌良友 凌鳳鳴

凌義昌 呂芝盛

胡秀成 許光勝

胡求寬 汪有成

〔付記〕六姓で酒水銀六〇兩を得る。

これら八件（①～⑧）の棚民契約について以下の五つの特徴を指摘したい。

一、この契約の対象となった山林は、すべて複数の業主によって「共業方式」で管理されていた。<sup>36</sup> そのうち、契約②・③・⑤・⑥・⑧の山林は、三から八に及ぶ異なる姓が業主となっており、契約①・④・⑦は凌姓内の複数の支派や房が業主となっている。

二、山場を借りうけたのは、八件中六件（①・②・③・

⑤・⑥・⑦)が潜山人である。潜山県は安徽省の長江北岸の安慶地方に位置する。徽州地方にやって来た柵民は安慶出身者が多かった<sup>37)</sup>。

三、小作人は借りうけた山を開墾して商品作物の生薑と藍(②・③)、桐子(⑧)、茶科(⑧)、トウモロコシ

(①)、雑穀類(④・⑤・⑥・⑦・⑧)を栽培している。

四、すべての契約に契約金(酒水銀・銭)が支払われている。注目されるのは五件の契約に、陳敦仁の名(②

・③・⑤・⑥・⑦)が見られることである。これら五

件を併せると陳敦仁は嘉慶六年に七八両の酒水銀と八一〇〇文の酒水銭を払っている。このことから彼は実

際に柵に住んで商品作物を栽培する柵民ではなく、多

額の銀を払って山を借りうけ故郷からつれてきた貧民を雇い商品作物の栽培をさせる、富農的性格をもつ人物であろうことが推測される。

五、これらの契約書には、柵民の山林開発行爲に対する

規制事項が定められている。②・⑦・⑧では契約山林

の敷地内にある茶畑と墓林を開墾の対象外とし、②で

はトウモロコシの栽培が禁止されている。さらに⑧で

は柵民の開発によって山裾すその田に土壤が流出した場合

には柵民が修復することを定めている。このように柵

民の行為に規制が加えられた背景には、数十年前から柵民による被害が深刻な問題となっていたことが関係している。⑧の所在地である盤坑では、乾隆四〇年(一七七五)に祁門県城に在住する不在地主が潜山県から来た柵民に山を貸したところ、柵民が山に雑穀を栽培したために山が崩れ、土壤が水田に流れ込むという被害が発生した。そのため住民の黄・凌・胡氏が柵民に山林を貸すことを禁止する合議書を作成した。乾隆四六年(一七八一)には生員汪懋珍の請願を受けた知県より、盤坑・美坑・田坑・晏坑一帯で柵民を招いて山林を貸し出して栽培することを厳禁する告示が発せられた<sup>38)</sup>。

以上『騰契簿』に収録される八件の柵民租山契約に共通する特徴を五点挙げた。その第一～四の特徴は休寧県涇田嶺村の柵民との租山契約においても均しく見出すことができる。第五の特徴である柵民の山林開発行爲に対する規制についても、涇田嶺村の程族は、嘉慶一二年(一八〇七)に北京に柵民の害を直訴する以前に、休寧県政府に対して同様の内容を訴えている。涇田嶺村の入り口にある程氏祠堂の壁面には、いまなお乾隆五九年(一七九四)当時の休寧知県によって告示された柵民に

山場を貸すことを禁止する碑刻文が残されている。<sup>39)</sup>

このような禁令や禁約が地方政府の告示や地域住民の合議によって再三出されているにもかかわらず、なぜ活田嶺村の住民や祁門県三四都の住民は棚民契約を結んだのであろうか。

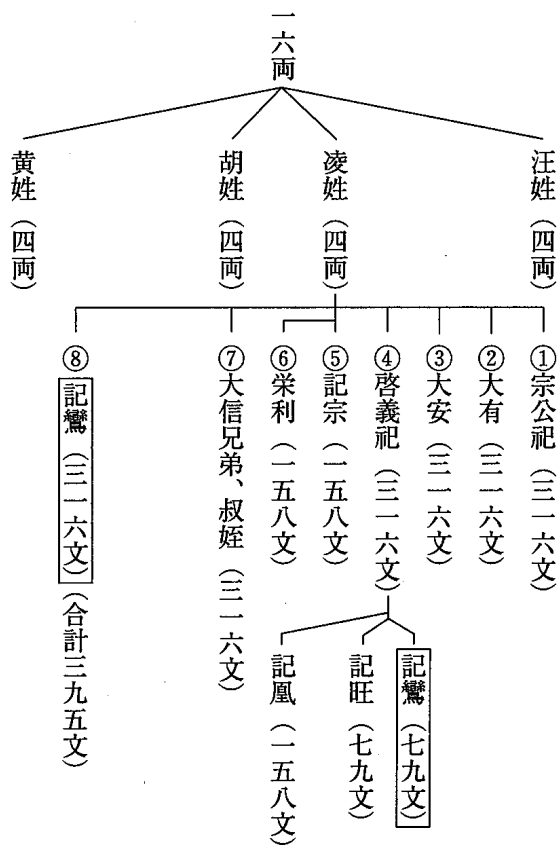
第一の原因として、長年に亘って共業分股方式の山林経営を行っていた地元民の収益減少にともなう貧窮化が考えられる。清代における共業方式の経営方法は、経営に参加する人数を制限せず、山林に関わる権利を経営権と収益権とに分離することによって、子孫に均等に山林経営に関わる機会を与えた。その結果、相対的に一人当たりの山林から得る収益が減少した。契約金を股分に応じて分配した場合、一人当たりの収入がどのくらいになるのか、具体的な分配方法が記載されている『騰契簿』の契約③「五三号 田坑出租清單」を例にして考えてみよう。

この契約によれば、契約金の酒水銀一二両と嘉慶六年分の小作料一両六銭が、汪・凌・胡・黄の四姓に均等配分された。契約書には、凌姓に分配された酒水銀と小作料が凌姓内部で再分配される内訳が記されている。それによると、凌姓は分配された酒水銀三両を二五〇七文に、

安徽省休寧県龍田郷活田嶺村における山林経営方式の特徴

小作料四銭を三三〇文に換算して合計二八二七文を手に入れていた。そこから五一〇文を酒酌錢（手数料）として契約の中人（仲介人）に払い、二二一七文が手元に残った。この二二一七文を凌姓の内部でさらに七股に分けた。収益金の分配の流れは次の通りである。

ここに記されている①宗公祀や④啓義祀というのは、凌姓に含まれる五つの房単位の祭祀組織名である。共業経営ではこのような房組織名義による股の所有も行われていた。その中で④啓義祀に配分された三一六文は等分され、啓義祀に所属する記鳳叔姪が一方の一五七文を受





け取った。もう一方の一五七文は、さらに等分され記鸞と記旺が七九文ずつ受け取った。また⑧記鸞の所有する一股については、「買大盛半股、買大和半股」と付記してあり、本来大盛と大和が半股ずつ所有していた股を後から買い入れたものであることがわかる。記鸞は本来④の啓義祀に所属し、そこで四分の一股（七九文）を所有しているので、合計して三九五文の収益を受けとっている。これらのことから、收租権の股分はその子孫に均分相続されること、股分は自由に売買されていたことが確認できる。

このように契約時に支払われた契約金一二両と小作料四両は、四姓に等分された後、さらに凌姓内部で細かく配分された。その結果、個人が実際に得る収益は全体の一一二分の一（全体÷四姓÷七股÷二股÷二股）程度にすぎなかった。

このような山林の経営方針の下で、経営に直接関わることなくわずかな配当を得るだけになった人々は、森林経営のみで生活を維持することが困難となった。彼らがさらなる資金拡大の道として選んだのが、棚民に山を貸して現金収入を増やすことであった。

棚民を山に招いたもう一つの原因として、多くの成人

男子が外地に赴き商業活動に従事することを志向し、現場で実際に山林管理を行うことを好まなかった、という当時の徽州社会の風潮が指摘される。共業分股による山林管理方式が長期化して個人の収益権が細分化することによって、収益権の保有者の山林に対する関与は一層希薄化した。その結果、彼らは山林の収益権の運用以外に、外地で商業活動を行うことによって現金収入を増やした。外地に流出する傾向は、太平天国の乱によって徽州全土が荒廃するとさらに強まり、戦乱によって荒れ果てた水田に安慶人を招いて小作させることが盛んに行われた。王振忠氏の最近の研究によると、光緒年間になると本来は地元民によって行われていた炭焼き、木工、竹工、彫工等も職人が足りなくなったために江西省等の外部から招くようになった。本地人の流出に伴って様々な産業の担い手を、棚民を含めた客民に依存せざるを得なくなった徽州社会の産業構造が見て取れるであろう。

以上、棚民の流入によって山林が荒廃した浯田嶺村の山林経営の特徴を、同時代の祁門県の棚民契約文書と比較しながら検討した。当時棚民と契約を結んだ浯田嶺村と祁門県の山林は、いずれも「共業分股方式」で経営されていた。環境破壊の問題が起ることを知りつつ棚民

に山林を貸したのは、契約によって高額の契約金が得られるからであった。山林の環境保全よりも経済利益を優先した背景には、共業方式の山林経営方式によって業主の股分の均分相続を続けた結果、一人当たりの収益が減少していた事実がある。山林からの収益が減少すると、大半の成人男子は現場での山林管理よりも外地で商業活動を志すようになる。その結果地場産業の人手が不足し、外地から流入してきた客民に労働力を依存することとなった。

一八世紀の中国社会では、人口の激増、市場経済の発達に影響されて各地の人口が流動し、特に移民による山地開発が盛行した。徽州の浯田嶺村にみられた住民の流出と客民の流入という現象は、こうした全国的な社会現象の一つと捉えることができる。しかしこの現象が発生した背景を地元社会内部から捉えると、この村では山林を共業分股方式で経営し、その収益を均分相続によって多くの人に少しずつ分配していたことが、のちに住民の流出と棚民の流入という現象を招いた要因の一つとなっていたことが認められるのである。

#### 四 山林保護政策の変遷

##### (1) 第一回目の封山

浯田嶺村では嘉慶年間から現在までの間に二度に亘って大きな山林の環境破壊を経験している。一度目は、前述の乾隆・嘉慶年間における棚民の移住による山林環境の破壊であり、二度目は一九六〇年代の大躍進運動の失敗による山林環境の破壊である。二回の山林生態の危機に瀕した際、いずれも山への出入りを禁ずる「封山」を村ぐるみで実施することによって山林の生態環境の回復をはかった。

この章では浯田嶺村共産党支部書記の程礼開氏から聴取した第一回目と、曹向農氏から聴取した第二回目の封山の状況を紹介する。

嘉慶一二年、浯田嶺村の程一族が北京に提出した棚民の害を訴える訴状は受理され、浯田嶺村一帯の山林に住むすべての棚民が派遣された役人によって駆逐された。村に残る言い伝えによると、程一族は棚民によって生態が破壊された一万畝におよぶ五カ所の山場をただちに封鎖する措置をとり、山林への立ち入りを禁止した。この五カ所の封山した山林以外の程氏所有の山林については、

地元住民が小作料を払ってトウモロコシを植えたり、柴をとって炭にしたりすることが行われていた。さらに荒山を程氏の族員が開拓して植林を行い経営権を得ることもあった。浯田嶺村では裁判をおこして柵民を追放した経緯にまつわる伝説が今なお語り継がれている。村では伝説の継承を通じて柵民の及ぼす害を子孫に伝えるようになってから、柵民がこの地域に移住することはなくなつた。

## (2) 第二回目<sup>(2)</sup>の封山

新中国成立当時の徽州地区の山林は、宗族所有の山林が全体の三〇パーセント、地主所有が一〇パーセント、富裕中農が三〇パーセント、貧農が二〇パーセントを占めていたが、貧農以外の所有していた山林はすべて没収された<sup>(4)</sup>。そして一九五八年の人民公社の成立期には、すべての山林を人民公社が統一して経営をした。この時期の山林経営の最大の特徴は、山林が地元民の手元を離れ、経営から伐採、販売等すべてのプロセスが国の政策下で実施されたという点である。その結果山林が著しく荒廃し、村民は貧困に窮した。

大躍進運動が開始されると木材需要が著しく増大した。そこで安徽省政府と県人民委員会は木竹生産指揮部を設

置し、そこに専門の伐採運輸隊と臨時の伐採運輸隊を組織した。伐採運輸隊のメンバーは主に安徽省北部出身で浯田嶺村等各地の山村に派遣された。彼らは生産量を上げるために、山のあらゆる樹木を無計画に伐採した。その結果、山には売りさばけない材木が積み上げられたまま腐爛する事態が出現した。曹氏によると当時の龍田郷においても、九万本の腐った木材が山に放置され、その処理方法について問題が発生した。この時期、山林は林業局が管理し、伐採した木材は森林工業局が管理した。計画経済の下、いかなる木材も森林工業局を通じてしか購入できなくなつていた。地元民が山林の伐採や出荷に一切関与できなかったためにこのような事態がおこつたのである。さらにこの時期は、農村でも「全人民製鉄運動」の影響で大量の木炭が必要とされたため、人工林の杉、松以外でも雑木林の木炭用の雑木や柴が乱伐されて禿山が随所に見られた。

このような混乱した状況の下、一九六一年から六三年にかけて、山区の食糧事情は極端に悪化した。村民は飢えを凌ぐために、雑木を伐採した山を焼き払い、その跡地にトウモロコシを連作する「火子山」を行った。この「火子山」が山火事を誘発し一九六三年は徽州地区のみ

で五四万畝の山林が焼失した<sup>(43)</sup>。またトウモロコシの連作によって山の肥力は著しく低下し、水土流失などの環境破壊を招いた。

一九七四年、浯田嶺村の指導者は環境破壊の深刻性を認識し「封山」を実施した<sup>(44)</sup>。封山はこの地区に伝わる伝統的な儀式に基づき、豚数頭を屠殺して豚の頭を山に祀り豚血で封山碑を記し、次の三カ条が定められた。

- 1 山林環境に影響を与える行為の禁止。
- 2 山林の樹木を伐採して炭を焼く行為の禁止。
- 3 山林でのトウモロコシ等の雑穀栽培の禁止。

このように一部の山林を封鎖すると同時に人工林の復興に力を入れ、禿山の植林を生産隊に実行させた。

村の道路の両側にある山林は当時封山の対象となった地帯である。現在の山はカジノキ、冬青、栗樹、厚朴、楓樹など多様な樹種と自生した広葉杉や松が混ざった雑木林となっている。現在も封山は継続され、村人はこの山の樹木に一切手をつけられない。

現在の封山に関する禁約は、森林管理をしている村民委員会によって定められている。現在の村民委員会の会議室には、一九九九年三月二六日に発布された「村規民約」が公示されている。「村規民約」には、主に「封山

育林与処罰」と「大高専生的木材分配」に関する内容が提示されていた。

「封山育林与処罰」では、現在村で封山育林の対象になつている山林五〇〇〇畝の山林の樹木を密かに伐採した者に対する罰金額が具体的に定められている。広葉杉の盗伐についてはいずれも一本当たり一〇〇元、松は一本当たり五〇元、雑木は一本当たり二〇〜五〇元である。さらに、山で火災を起こした場合は、焼失分を弁償すると同時に規定額の罰金を払うことを定めている。「大高専生的木材分配」については、大学生（専科学校生を含む）に対しては外地にいても就職が決まるまでは村有林の収益金の配当を継続することを決めている。これは現在高等教育の学費が高騰し、村民が学費を払うのに困難な状況になっているので、奨学金として大学生に対して木材利潤を分配しているのである。

### (3) 公益林制度の開始

浯田嶺村は伝統的に山林を地域の集団で共同管理する方式を採用してきた。しかしこのシステムがいま大きく変わろうとしている。

一九九八年、長江、松花江流域は大規模な水害の発生によって莫大な被害を被った。その原因は上流域の山林

の乱伐による土質の保水量の低下にあることが指摘された。そのため二〇〇〇年に中国政府は、大規模河川の中上流地域の山林に対して巨額を投じて「公益林」とし、そこでの開発を一切禁止して自然林の状態に還元する政策を発表した。その結果、錢塘江の水源地区に位置する龍田郷では、七万九三二四・五畝が公益林の対象地域に指定され、開発行為が禁止された。現在では公益林は山林の状況に応じて、年間一畝当たり五〜一五元の補助額が支給されることが決まっているが、具体的な管理方法や規約についてはまだ定められていない。いずれにせよ、従来村がそれぞれの状況に応じて主体的に経営してきた統一管理方式や聯営折股方式などの山林運営システムが今後大きく見直されることであろう。

### 終わりに

以上、龍田郷活田嶺村の山林経営方式の特徴について紹介してきた。

この地域は二〇〇年の間に二度の大きな山林の環境破壊を経験したが、いずれも村が実施した封山によって、山林環境を恢復することができた。現在中国各地の山林における深刻な環境破壊が指摘されているが、龍田郷で

は様々な問題を抱えながらも祖先から遺された山林資源を子孫に継承させることに成功しているといえよう。龍田郷の人々は祖先から受け継がれた山林をどのように管理し、山林から生み出された利益をどのように分けあってきたのであろうか。

この地域の山林管理は、乾隆・嘉慶年間においては「共業分股」による管理方法が実施されていた。それは複数の家で山林を共同管理し、その管業権をそれぞれの股分に応じて分割し、そこから得た収益を股分に応じて分配するものである。一方、二〇〇一年までの約二〇年間は、村が主体となった集団経営が行われている。これは、村の大半の山林を村の公有地とし、実際の管理を雇用した専門員に委ねて収益を村の住民全員に均等分配する方法である。

嘉慶年間と現在の経営方式は経営基盤や具体的な経営方法に大きな相違があるが、その経営原理に一つの共通点が認められる。特定の個人を山林経営の責任者として設定せずに、地縁や血縁を基盤として設立した公共組織の下で管理するという点である。また組織に属する会員の参加人数を厳しく制限せずに、その経営権と収益権とを有する者全員に均しく参加する権利を与えた。

この村は大半が山で覆われており、山は村民全体の生活の場となっている。しかし山林経営から得る収入には限りがあり、山林からの収入のみで村民全員が豊かな生活を送ることはできない。ところが、この村では山林に関わる人員を制限しなかった。

清代では「共業分股」の山林に関わる権利を経営権と収益権とに分離させ、これらの権利の分割や譲与を認めることによって子孫に均等に山林経営に関わる機会を与えた。その結果相対的に一人が山林から得る収益が減少することになった。現在に於いても、村民委員会は管理権と収益権を乖離させ、収益を村民全体に均等分配することによって村人全員に山林経営との関わりをもたせている。

このように伝統的に山林を村全体の共有地として集団管理してきたのには、いかなる背景が存在するのであるうか。

一つには苗を植えてから成木になるまで数十年間を要し、収益を得るまで多くの資金力や人手を必要とする林業経営の性格である。植樹から伐採・売却までのすべてのプロセスを個人で行うのは相当の負担やリスクが生じる。そこで乾隆・嘉慶年間では、経営権と収益権を分離

させそれぞれが別個に売買できるようにすることで、巨大な資金がなくても手軽に林業経営に投資ができるシステムを確立した。このような集団経営の有利性は、八三年林業生産責任制の下で山林の個人経営システムを實踐した地区の個人経営が失敗に終わり、数年後には折股聯営方式という嘉慶年間の「共業分股」と類似した経営原理のシステムを導入したことからもうかがわれる。個人が高収益を得ることを期待できる個人経営よりも、個人が高リスクを負うことを回避できる集団経営システムが好まれたのである。

二つには、中国の伝統的な均分相続の慣行との関連である。「共業分股」に見られる経営権や収益権の分割や譲渡や、現在の村にみられる収益権の村民全体に対する均等分配は、いずれも中国の伝統的な均分相続の慣行に見合ったシステムである。この点については、一七世紀の半ばまでに「イエ」が社会を構成する基本的な単位となり、多くの山林の利用権・保有権が「イエ」単位によって世襲的に継承されていた日本との間に大きな相違点<sup>45</sup>が認められる。

三つには、山林を公有地とし、嘉慶年間のように収益を会員の子孫に均等に分配したり、あるいは現在のように

に収益を村の公共投資にまわしたり村民全員に分配するシステムが、地域社会の公共福祉としての機能を有している点である。市場経済の浸透によって村民間に収入格差が生じた現在の村においても、公共林の実質的な管理は低所得者層に支えられている。低収入者に対して最低限の生活を保障したり学校等の公共施設へ資金を提供する、公共福祉としての役割を果たしているのである。

それでは、この山林の共同管理システムにはどのような問題点が存在するのだろうか。

まず指摘できるのは、集団経営方式と村人の外地への流出との関連性である。嘉慶年間の場合、子孫への均分相続によって収益権が細分化され、メンバーが得る収益金は次第に減少した。山林経営に直接関わらないで「共業分股」方式の山からわずかな配当だけを得るようになった村民は、森林経営のみで生活を維持するのが困難となり、多くが外地に活路を見出した。村に残って山林という限られた資産の権利の売買で資産運用をはかる人々も存在したが、彼らがさらなる資金拡大の道として選んだのが、棚民と租山契約を結ぶことによって現金を得ることであった。同様の現象は現在の活田嶺村についてもいえる。森林の収益を村民全員に均等配分すると一人当

たりの配当は二〇〇元と低く設定される。この配当金額は、低所得者層にとっても生活補助費程度の役割しか果たさない。結果として村人の大半が村の公共林の配当収入には依存しない生活を送っており、森林経営の在り方にさほど関心を抱いていない。個人がより多くの現金収入を求めするためには外地に活路を見出すしかないという状況は清代と変わっていない。

最後にこの地域にみられる集団経営法を、山林の環境保護との関連から展望しておきたい。

この地域は伝統的に山林を共有地として統一管理し、村全体に封山や禁約を徹底させたことで、個人の目先の利益優先による山林の環境破壊を自制することができた。集団経営システムは封山・禁約の施行によって山林環境を保護する機能を含んでいるため、龍田郷では責任生産制を選択する時に集団管理の原理を復活させた。

しかし、集団による管理方法は山林の環境保全を維持するためには有効であるが、生産による富の獲得という個人の欲求を満たすことはできない。その結果、地域の山林を集団で保護する一方で、個人が積極的に外地に赴くことによって富に対する欲求を充足させるという図式がこの地域では早くから確立していた。嘉慶年間の場合、

祖先から継承された「共業分股」方式の山からわずかな配当だけを得るようになった村民は、現金収入を増やすために積極的に外地に赴いた。さらに一部の村民が現金目当てに棚民を誘致したために山林の環境破壊が発生した。この点に関しては、藩という自給自足の小経済圏下において、自分たちの生活の場である山を荒廃させない中でより多くの林産物を獲得しようと最大集約的な林業が行われた江戸時代の林業とは、大きな相違点が認められる。<sup>(46)</sup>

龍田郷に見られるような公的組織が主体となって地域の山林の環境を温存する一方で、個人が積極的に富を外から獲得して生活の向上をめざす、市場経済の下における山間社会のこのような環境保護への取り組み方は、市場経済と山林保護の両立が課題となっている現在の中国に於いて今後一層顕著になると思われる。加えて二一世紀になって自由貿易競争に本格的に参入した中国は、木材経済の国際市場で遠い国の安い森林を伐採することによって自分たちの森林を守るといふ、現在の日本と同じ環境保全への道をたどる可能性もあるであろう。

## 註

(1) 乾隆・嘉慶年間、福建省・江西省・浙江省・広東省・湖南省・安徽省・江蘇省・四川省・陝西省・湖北省の山間地帯に「棚民」とよばれる人々が住居していた。「棚」とはアンペラをかけた仮小屋のことをさす。彼らは人口増や災害などによって生活に窮した故郷を逃れて山間地に流れ込み、山中に「棚」をたてて住んだ。彼等の多くが森林を切り倒して畑を作りそこに食糧用のとうもろこしや商品作物を栽培したために、森林の損失や土壌破壊などの環境破壊をもたらす場合が多く見られた。清代における各地の棚民の状況については、曹樹基『中国移民史』第六卷、清・民国時期、福州、福建人民出版社、一九九七年、劉敏「論棚民的戸籍問題」『中国社会経済史研究』一八八三年一期、を参照。

(2) ①上田信「中国における生態システムと山区経済」『アジアから考える』「6」長期社会変動、東京大学出版会、一九九四年、②同「山林および宗族と郷約 華中山間部の事例から」木村靖二・上田信編、地域の世界史一〇『人と人の地域史』山川出版社、一九九七年。③同「トラの眼から見た地域開発史―中国黄山における生態システムの変容―」『岩波講座 開発と文化 地域の環境と開発』岩波書店、一九九八年。④同『森と緑の中国史―エコロジカル・ヒストリー―の試み』岩波書店、一九九九年。

(3) 徽州文書の収集・整理と研究の現状については、白井佐知子「徽州文書と徽州研究」『中国史学の基本問題』4 明清時代史の基本問題、汲古書院、一九九七年、周紹泉



「徽州文書與徽學(代序)」中国社会科学院歴史研究所蔵編纂『徽州文書類目』、黄山書社、二〇〇〇年を参照。

- (4) 陳柯雲「明清徽州地区山林経営中の“力分”問題」『中国史研究』一九八七年一期、同「從《李氏山林置産簿》看清徽州山林経営」『江淮論壇』一九九二年一期、同「明清山林苗木經營初探」『平準學刊』一九八九年、四期上冊、中島樂章「明代後期、徽州鄉村社会の紛争処理」『史学雜誌』一〇七編九号、一九九八年、同「明代徽州の一宗族をめぐる紛争と同族統合」『社会経済史学』六二巻四号、一九九六年、同「明清徽州の山林・同族・衆議」(二〇〇〇年明清史夏合宿における報告レジメおよび『第一四回明清史夏合宿の会ニューズレター二〇〇〇』二〇〇〇年、参照、張雪慧「徽州歴史的材木経営初探」『中国史研究』一九八七年一期。

- (5) 洪谷裕子「清代徽州休寧県における棚民像」山本英史編『伝統中国の地域像』慶應義塾大学出版会、二〇〇〇年、所収。徽州地方の棚民に関する研究は、ほかに馮爾康「試論清中葉皖南富裕棚民的經營方式」『南開大学学报』一九七八年二期、上田前掲論文②③および前掲書④、王振忠「晚清徽州民衆生活及社会変遷——《陶甓公牘》之民俗文化解讀」『徽學』二〇〇〇年卷、合肥、安徽大学出版社、二〇〇一年、葉顯恩「明清徽州農村社会與佃僕制」合肥、安徽人民出版社、一九八三年を参照。

- (6) 程氏の活田嶺村への移住経緯、年代は、活田嶺村の程氏が所蔵する『程氏族譜』の記載による。

- (7) 活田嶺村から龍田郷の他村、浙江省への移住経緯につ

いては、二月九日曹氏宅にて程礼開氏(活田嶺村共產党支部書記)より聴取した。

- (8) 現在の活田嶺村の所有する主な固定資産として、以下があげられる。①旧程氏祠堂②茶葉加工廠③木材加工廠④山林⑤龍田中心小学。②茶葉加工廠と③木材加工廠は工場が独立採算制で経営し、村に家賃を納めている。

- (9) 本稿で紹介する活田嶺村の山林経営に関する状況や具体的数値は、筆者が曹氏宅に滞在している時に筆者に紹介した内容に基づいている。曹氏は龍田郷の山林経営の実情を含め村の生活全般に関して熟知しており、筆者の村に関する多様な質問すべてに対して具体的な数値を挙げて答えていただいた。曹氏の協力に心から感謝の意を表したい。

- (10) 「休寧県林业主要地類面積表」休寧県林业局編印『安徽省休寧県森林資源清查資料匯編』、一九九五年。

- (11) 「休寧県主要樹種面積蓄積量表」前掲『安徽省休寧県森林資源清查資料匯編』、一九九五年。

- (12) 休寧県地方誌編纂委員会編『休寧縣誌』、安徽教育出版社、一九九〇年、卷六林业、一四六頁。

- (13) 前掲『休寧縣誌』、卷六林业、一四七頁。

- (14) 前掲『休寧縣誌』、卷六林业、一四七頁

- (15) 流口郷のケースは、二〇〇二年曹氏から手紙にてご教示いただいた。同氏によると経済貧困地域に指定された流口郷は、その後県政府が派遣した職員が主体となって、経済発展のプロジェクトの導入と資金援助が実施された。その結果この地区の特産である茶葉を利用した健康食品が開発された。健康食品は徐々に売り上げが伸びて村の経済状

況は改善されつつあるという。

(16) 「一山多主、一戸多山」の現象は一九八四年～一九八五年に集団所有の山林を個人に分配した多くの村で出現し、問題となった。徽州地区林業誌編纂委員会編『徽州地区林業志』、黄山書社、一九八一年、一一一、一三八頁

(17) 首村郷のケースについては、二〇〇二年曹氏からの手紙での教示による。

(18) 渋谷前掲論文二一五～二二二頁

(19) 道光『徽州府志』卷四之二、四二葉。「該浯田嶺村・江田村・嶺南・牛嶺・青山・方圩、璜源、共業山場、惟程姓股分較多、自程姓族人召租棚民、各村粉粉召該棚民。」

(20) 渋谷前掲論文二二四頁。(浯田嶺村に現存する乾隆五九年の碑刻文)。「身等住戎字壹千壹百八十三號起至貳千九百壹拾六號止、悉係高山長林」

(21) 道光『徽州府志』卷四之二、四二葉。「所有招租之山、大半祖遺公業、股分本多、族内貧乏不能自存之人、因此盜召租佃。族長人等每有明知、故縱於先直待已租之後、始粉粉控理、併有串通族支、公同得銀。」

(22) 渋谷前掲論文、二二二頁。

(23) 周紹泉・王鈺欽主編『徽州千年契約文書』(以下『契約文書』と略称する)花山出版社、一九九一年、清・民国編一一卷、所収。

(24) 道光『徽州府志』卷四之二『楊案稿』四二葉。

(25) 『騰契簿』に棚民契約が含まれていることは、中島楽章氏が二〇〇〇年七月に第一四回明清史夏合宿で発表した「明清徽州の山林・同族・衆議」による同文書の紹介によ

って知った。ここに感謝の意を表したい。

『契約文書』に影印された文書には正字のほか略体字・異体字・誤字が混用されているが、本稿ではすべて正字によつて記した。欠字および判読不能の字は□を持って示した。契約書には末尾に日付・中人・代筆人の名が記された後に、酒水銭の金額や、契約金の凌氏内における分配方法、租約を結んだ山の管業権の変更の経緯等について付記されているが、ここでは酒水銭の金額と契約金の分配方法に関する内容のみを「付記」として紹介する。

(26) 「九十參號 美坑庄弟住後租約」「立承租約人許正明、今承到凌鳳鳴名下美坑、土名庄弟住後山乙號、共山七畝内得股分。是身承去開挖、鋤種苞蘆。三面言定、遞年交納租錢壹百文、其錢遞年至冬至日交付、不至短少。今欲有憑、立此承租約存照。嘉慶五年九月貳日 立承租約人潛昌許正明、中見江達三、代筆胡廷秀。「付記」當得酒水錢乙千文。買受汪兆恭與胡阿鄭氏・又胡阿章、共三契。」「契約文書」一一卷、三三一頁所収。

(27) 「九十二號盤坑塢・黄土塢西邊承租約」「立承租約人陳敦仁、今承租到汪太史堂・凌興榮戶・黃明德堂・胡崇德堂四姓業主名下、盤坑西邊中鐵山乙號、土名黄土塢、兩嘴相對。因先年胡姓承去蓄養松木、未曾成林、是荒費以(已)久。四姓合衆喙議、將兩號是身承去、入山開挖、起蓬鋤種青靛・生薑。三面言定、遞年交納租銀壹兩八錢整。其銀每年冬至前三日交付、不得短少。所有各號茶科、不在約内。所有各號租墳併墳塋川圍三丈、不得鋤挖損壞。所有四姓股分、盡在契内、分租不得累及客人。自成之後、兩(無)異

言。：其山號內、客人無許栽種苞蘆、今欲有憑、立此承租約存照。嘉慶六年貳月六日 立承租約人陳敦仁、中見周凌有、代筆胡正法。「付記」其租銀四姓均分、各得銀四錢。又各得酒水銀五兩、乙姓公分訖。」「契約文書」一一卷、三三〇頁所収。

(28) 「五十三號田坑出租清單」嘉慶六年二月八日、汪·凌·胡·黃四姓相喃、將坑正塢：出租與潛邑陳敦仁·福建三茂二人名下、起棚開挖、鋤種生薑·青靛。三面言定、酒水銀拾貳兩正。各姓得酒水銀三兩、每年硬交租銀四兩、各姓得租銀一兩。當年交租銀一兩六錢、各姓得租銀四錢。凌姓收酒水銀參兩、換錢貳千五百七十七文、又收本年租錢參伯二十文。共錢貳千八百貳拾七文、支錢五百一十文酒酌、支出錢乙伯文、大信收。除支實錢貳千貳百乙十七文。議定、均作七股相分、每股得錢三百乙十六文。」「契約文書」一一卷、二七〇頁所収。

(29) 「九十六號美坑、石結塢·橫漿坑承租約」立承租約人江澤遠、今承租到凌鳳鳴親名下、山乙號土名石結塢·又乙號土名橫漿坑、共山貳號。是身承去、鋤種襍糧。三面言定、遞年交納租錢三伯文。其錢冬至前三日交付、不至短少。今欲有憑、立此承租約存照。

嘉慶六年四月三日 立承租約人、江澤遠、代筆中、黃日升。「付記」得酒水銀貳兩。」「契約文書」一一卷、三三五頁所収。

(30) 「九十四號美坑·株楓坑承租約」立承租約人潛邑陳敦仁·同夥儲攸同、今承租到祁邑汪·凌·黃·胡·許·江·呂·朱衆姓名下、本都八保土名株楓坑山乙號：。是身承去

起棚、砍撥種鋤種襍糧等項。三面言定、遞年交納租銀八錢整。每年冬至前三日送至上門交納、不至短少。其山股分、盡在約內照分、不干承租人之事。自成之後、兩無增減。今欲有憑、立此承租約存照。嘉慶六年六月二十八日、立承租約人陳敦仁、全夥人儲攸同、代筆中 黃日升。」「契約文書」一一卷、三三二頁所収。

(31) 「九十五號美坑黃桑塢·杉木塢出租約」立出租約人江·凌·汪等、今有承租買受本都八保、土名黃桑塢口外培、又土名杉木塢：。合衆喃議、出租與潛山陳敦仁名下前去、鋤種襍糧等。三面言定、遞年交納租銀五錢正。其銀遞年冬至前三日交付、不得短少。今恐無憑、立此出租約存照。嘉慶六年七月四日 立出租人 汪恭祠秩下集成、全業人凌鳳鳴、全業江達有·升遠·江光遠、中見汪景儒、代筆黃日升。「付記」：酒水銀五兩：。」「契約文書」一一卷、三三四頁所収。

(32) 「九十壹號盤坑承租約」立承租約人陳敦仁、同夥汪懷文·儲攸同、今承租到祁邑南鄉三四都凌榮戶名下、八保土名盤坑源山乙號：。是身承去、入山開挖、鋤種襍糧等項。三面言定、遞年交納租錢六伯文正。其錢每年冬至前三日交付、不至短少。所有便姓股分、盡在承租人管理、不得累及出租人之事。所有至內墳營(塋)川圍三丈、不得鋤種損壞、至內茶科不在約內。日後查棚具結、亦不得累及山東之人。自成之後、各無悔異、今欲有憑、立此承租約存照。嘉慶六年七月拾日 立承租約人陳敦仁、全夥汪懷文、儲攸同、依口代筆許惟新。「付記」：得酒水銀四拾兩：。」「契約文書」一一卷、三二八頁所収。

(33) ここで栽培される茶科は清代以降祁門県で広く栽培され、  
乾隆元年祁門県盤舎口の人が江西浮梁県から持ち込んだ種  
を栽培してから祁門県全体に伝わったといわれる。油茶の  
実を搾った茶油は、現在も潤滑油や防錆油や石けん、蠟燭  
の原材料として用いられ、一九八五年徽州地方で一七五・  
二万キロ生産された。安徽省地方史編纂委員会『安徽省  
志』林業志、安徽人民出版社、一九九五年、二七頁。

(34) 「五十乙號美坑・黄家塢・白石塢租約」立出租人汪・  
凌・胡・黄・許等、今有共業山乙號、坐落本都八保土名白  
石塢、又葉家塢又黄家塢。其山四至：、出租與（空白）名  
下起棚開發、鋤種桐子・茶科・雜科糧等項。三面言定、酒  
水錢收訖。其租錢遞年冬至前三日交納租錢貳千文整、不得  
短少。所有業家墳茶科熟地不在約内、其余茶科仍憑聽本地  
原興養採摘。其山脚下熟田、倘被砂積、盡是承租人奔田、  
毋得拋荒。今恐無憑、立此出租約存照。嘉慶六年二月廿日  
立出租約人汪景儒・黄義昇・凌良友・凌鳳鳴 凌義昌・  
呂芝盛・胡秀成・許光勝・胡求寬・汪有成。「付記」：其  
六姓共得酒水銀六拾兩。」『契約文書』卷一一、二六八頁所  
収。

(35) 桐子は油桐の実のことを指すと思われる。油桐の実を  
搾った桐油は、工業製品の加工用油として優れているため  
用途が広く、徽州地区では新中国成立以前から油桐の栽培  
が行われていた。一九四九年の頃、徽州の山林では広葉杉  
と経済作物の油桐を混交栽培する方法が採用されていた。  
一九八五年油桐林は安徽全省で五六・四五万畝生産された。

安徽省休寧県龍田郷活田嶺村における山林経営方式の特徴

前掲『安徽省志』林業志、二七頁。

(36) ⑧「五十乙號美坑・黄家塢・白石塢租約」には、「立  
出租人汪・凌・胡・黄・許・呂等、今有共業山一號：」と  
あり、共業方式であることが確認できる。

(37) 道光『徽州府志』卷四之二、四三葉。『楊案稿』四三  
葉、「該民等籍隸懷寧・潜山・太湖・宿松・桐城等處。間  
有江西・浙江民人。」

(38) 「壹百三十九號」立議齊心合文約人黄・凌・胡等、今  
有本都八保、土名盤坑源中鐵山一備、其山俱係田土之畔。  
今聞知、本邑在城外姓人等、猛勢將山出佃潜邑人、事起蓬  
鋤種襍糧。恐後洪水推堆壤、閉塞河道、苗壞田土、日後難  
納、虛供國課。今因合衆議、齊心合一、恐有潜邑人事起  
蓬之日、必要齊心阻當、各姓人等無得驟縮。倘有大小口角  
費用、照依均出、不得推挨、毋得累及出身之人。自立合文  
之後、俱要同心協力、毋得自擅租（阻）合衆處置佃等之情。  
如有等情、日後毋得入山採砍。立議齊心合同一樣三帑、各  
收一帑爲証。乾隆四十壹年十月十三日。『契約文書』一  
卷、三七六〜三七七頁所収。

(39) 「乾隆四十六年祁門縣告示」『契約文書』清民国編二卷、  
二二頁所収。

(40) 渋谷前掲論文、二二三頁。

(41) 王振忠前掲論文、一五二頁

(42) 前掲『安徽省志』二〇五頁、第三章 林権林政。

(43) 火子山については、前掲『徽州地区林業志』一九九一  
年、一四一〜一四二および一四四頁参照。

(44) 一九七八年から一九八五年にかけて、休寧県全体で六

七万六五八〇畝の山林に対して封山の措置がとられた。これは、一九五〇〜五七年の八年間に封山された三八万六一七畝に比べて八〇パーセント増加している。前掲『休寧縣誌』一三七頁。

- (45) 日本では一七世紀の半ば以降「イエ」が社会を構成する基本的な単位となったことが、山林経営システムを容れさせる原因の一つとなった。日本の山林は藩が所有する御林(国有)、村の共有地である入会地(公有)、個人所有である百姓山(私有)の三つの所有形態があった。御林や入会地を村の各戸に割りふる「割山」や、土地を借りる「年期山」と収穫を分け合う「部分林」等の制度が実施されることによって、多くの山林の利用権が土地の山林の生産と保全に長期的に関心をもつイエによって継承されることとなった。資産価値を高めて子孫に残そうというイエの努力があったことが、一八世紀の日本で秩序だった森林の保全計画と持続的な収穫計画が実現した一つの要因となっている。このことから山林の継承に対する意識が中国と日本では大きく異なっていたことがわかる。Conrad Totman, *The green archipelago forestry in preindustrial Japan*, University of California Press, 1989, (熊崎実訳)『日本人はどのように森をつくってきたか』築地書館、一九九八年。
- (46) 日本の近世期における山林の利用方式と荒廃との関係を調べた実証的研究によると、日本では個人所有の山林が保護育成に最も適しており、それに対して荒廃が著しいのは村などの「公」によって集団管理される入会地であったとされる。近世の日本では共同体よりイエ単位のほうが山

林管理の担い手として有効に機能していたのであり、この状況は、集団管理方式の方式で山林を長期的に継承した龍田郷と大きく異なる。現在、市場経済と自由貿易のシステムに於ける中国の森林のエコロジーの在り方が注目されているが、山林保護の理想的なシステムは決して一様ではない。地域社会の持つ生態環境や歴史的背景等の諸条件が充分配慮されるべきであろう。千葉徳爾『増補改訂 はげ山の研究』そして、一九九一年。